



## 我孫子市は起業・創業する 皆さんを応援します!!



市は、関連機関と連携しながら、起業・創業希望者、既に事業を開始している方を対象に、さまざまなビジネス支援を行っています。支援メニューを利用して、起業の夢をかなえませんか。制度の内容など、詳しくはお問い合わせください。

☎ 企業立地推進課 ☎7185-2214

### 市の主な創業支援事業メニュー

事業メニュー	内容	実施時期
ワンストップ相談窓口	商工会やNPO法人ACOPA、市内金融機関などと連携し、創業時のさまざまな課題解決をサポート。	平日8時30分～17時 ※年末年始を除く
実践創業塾	・プチ起業コース(1日間) ・本格起業コース(5日間) いずれも年2回開催 ※本格起業コースを受講すると、特定創業支援事業のメリットを受けることが可能(金融機関の審査やその他の条件あり)。	1回目 [プチ]6月10日(出) [本格]6月25日(日)～隔週日曜日 2回目 12月以降
ビジネス交流会	起業・創業にこれから挑戦したい方や、既に事業を開始している方を対象に、人脈作りができる交流会。	11月開催予定
起業個別相談会	起業・創業や経営など、ビジネスに関するさまざまな問題を、専門家に無料で個別相談。	9月開催予定
資金調達(我孫子市中小企業資金融資制度)	千葉県信用保証協会および市内金融機関の協力を得て、適切な事業計画のもとに事業を営む市内創業者などを対象に、経営の合理化、企業の安定に要する設備・運転資金を貸し付け。 ※市融資制度利用者を対象に返済期間中の利子の一部を補給(金融機関の審査あり)。	平日8時30分～17時 ※年末年始を除く
我孫子市創業支援補助金	事務所等賃借料の一部を補助。 補助限度額…市内西側地区月額4万円(年額48万円)・市内東側地区月額5万円(年額60万円)※補助率は2分の1。補助金交付にはさまざまな条件あり。	交付決定日の属する月の翌月から1年間



## スポーツボランティア養成講座

市内のスポーツイベントや、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなどで多くの市民にスポーツボランティアとして活躍していただくため、スポーツボランティア養成講座(全3回)を行います。ぜひご参加ください。

日にち・場所・内容 下表参照

時間 午後1時～3時

講師 藤原昌樹さん(川村学園女子大学教授)、日本スポーツボランティアネットワーク講師ほか

対象・定員 市内在住・在勤・在学で3回とも受講できる中学生以上の方、20人(応募者多数の場合は抽選)

費用 1000円(保険料含む)

主催 我孫子市、我孫子市教育委員会、川村学園女子大学

申・☎ 5月9日(火)までに電話・ファクス・ちば電子申請サービス・はがきに住所・氏名・電話番号・年齢・勤務先または学校名、Eメールアドレスを明示し〒270-1192市役所企画課(住所省略可)☎7185-1426(平日午前8時30分～午後5時)☎7183-0066

日にち	場所	内容
5月21日(日)	アビスタミニホール	開講式、スポーツおよびスポーツボランティアの基本(講義)
6月 4日(日)	市役所議会棟 A・B会議室	スポーツボランティアの理論と実践(講義・演習)
6月17日(土)	アビスタミニホール	地域の特性をふまえた事例報告とニーズ(講義)



## 国民健康保険税の制度を改正

平成29年4月からの国の制度改正に伴う国民健康保険税の改正内容などをお知らせします。

### ◆所得の少ない世帯における保険税の軽減判定所得の基準が改正されました

世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等の合計が一定以下の世帯は、保険税の「均等割額」および「平等割額」が軽減されます。※所得の申告をしていない場合は軽減判定ができません。所得のない方も忘れずに申告をしてください。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険の被保険者となり、国保の資格を喪失した後も同一世帯に属する方です。

### ◆平成29年度の「国民健康保険税」納税通知書は、6月15日(木)に発送予定です

☎ 国保年金課・内線353、354

### 軽減制度の改正内容

改正後(平成29年度から)	改正前(平成28年度まで)
7割軽減…変更なし	7割軽減…総所得金額等の合計額が33万円以下
5割軽減…33万円+(27万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	5割軽減…33万円+(26万5000円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下
2割軽減…33万円+(49万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下	2割軽減…33万円+(48万円×被保険者数と特定同一世帯所属者の合算数)以下



## 我孫子市公募補助金 平成30～32年度の交付団体を募集

交付期間 平成30～32年度までの3年以内

補助金の範囲 補助対象経費の10～50%

応募資格 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する任意団体または特定非営利活動法人で、平成28年度の活動実績があり、5人以上で構成され、活動拠点が市内にあり、かつ、市内で活動している団体。

※政治や宗教を主たる目的とする団体、同一の事業・目的で市から他の補助金を受けている団体、市や教育委員会と共催する事業・活動は除く

審査方法 我孫子市補助金等検討委員会(市民・学識経験者5人による第三者機関)の審査を経て、市が決定

申・☎ 8月1日(火)午後5時までに持参(郵送不可)。申請書類(市民活動支援課、市民活動ステーションで配布。市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、添付書類を添えて、市民活動支援課(市役所本庁舎地階)・内線489

### 平成29年度から新たに補助金が交付される団体

団体名	対象補助事業(補助期間)	補助限度額
河童音頭保存会	市内のイベントでのにぎわいづくりや、河童音頭の普及・啓発にかかる活動(平成29年度)	3万円

### ご存じですか? 人権擁護委員

#### 人権相談をご利用ください

人権擁護委員は、市民の中から市長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、人権相談や人権尊重のための啓発活動などを行っています。

4月1日付けで、人権擁護委員として菅藤行雄さん、高橋英俊さんが再任されました。人権相談は無料で、秘密は固く守られます。虐待や差別など、人権に関する問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください(事前電話予約の方優先)。

◎市の人権擁護委員(敬称略)

菅藤 行雄(再任)	高橋 英俊(再任)	山宮 文昭(任期中)	蒲田 知子(任期中)	根本 八重子(任期中)	寺山 竜介(任期中)	木川 敏子(任期中)	中嶋 康貴(任期中)
-----------	-----------	------------	------------	-------------	------------	------------	------------

日時 毎月第4木曜日 午前10時～午後3時  
場所 市役所西別館2階相談室  
☎・☎ 社会福祉課・内線432

## マイナンバー業務 休日開庁日



日時 5月13日(土)  
時間 午前9時～午後3時

場所 市民課(市役所本庁舎1階)  
受付業務 マイナンバーカードの交付・申請、市役所に郵送戻りになった通知カードの交付  
※マイナンバーカードの申請は任意です。  
☎ 市民課・内線406



<ピクトグラム> シンプルなマークで記事の情報を伝えます

- …パブリックコメント
- …お知らせ
- …お出かけ
- …講演・講座・教室
- …募集
- …健康・検診
- …予防接種